

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国指定管理者募集要項

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を募集する。

1 施設の概要

名称	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）																				
所在地	鳥取市浜坂1157-1																				
設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する																				
主な建物の延べ面積 構造 建築年	建築総面積 2,724.30㎡ 主要建物の内訳（RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造） ・管理棟415.54㎡（RC・H11） ・そうぞう館175.03㎡（RC・H11） ・多目的ホール566.88㎡（RC・H11） ・こども広場・大通り280.53㎡（S・H11） ・砂の工房292.00㎡（RC・H11） ・木工工房215.40㎡（RC・H11） ・レストラン124.66㎡（RC・H11） ・レールトレイン駅舎130.00㎡（S・H11）																				
敷地面積	県所有地 ・こどもの国敷地 163,987.49㎡ ・こどもの国北側臨時駐車場（鳥取市浜坂1390-436他）37,899.960㎡の一部 鳥取市からの借用地 1,446.80㎡（市道からこどもの国までの進入路） 21.50㎡（因幡自転車道からこどもの国までの取付道路） 2,305.49㎡（ニュー砂丘荘入口付近の市道からこどもの国までの遊歩道）																				
開館	昭和48年5月（平成12年4月リニューアルオープン）																				
主な施設内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>415.54㎡</td> <td>事務室、幼児等の遊具等を備えた幼児遊戯室及び授乳室を設置</td> </tr> <tr> <td>そうぞう館</td> <td>175.03㎡</td> <td>図書コーナーやビデオコーナー・読書スペース等を設置</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>566.88㎡</td> <td>人形劇、音楽会、雨天時の屋内遊戯場など多目的に活用</td> </tr> <tr> <td>砂の工房</td> <td>292.00㎡</td> <td>陶芸（楽焼き、本焼き等）を行う工房</td> </tr> <tr> <td>木工工房</td> <td>215.40㎡</td> <td>木工、ガラス細工等の工房</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	面積	概要	管理棟	415.54㎡	事務室、幼児等の遊具等を備えた幼児遊戯室及び授乳室を設置	そうぞう館	175.03㎡	図書コーナーやビデオコーナー・読書スペース等を設置	多目的ホール	566.88㎡	人形劇、音楽会、雨天時の屋内遊戯場など多目的に活用	砂の工房	292.00㎡	陶芸（楽焼き、本焼き等）を行う工房	木工工房	215.40㎡	木工、ガラス細工等の工房
施設名	面積	概要																			
管理棟	415.54㎡	事務室、幼児等の遊具等を備えた幼児遊戯室及び授乳室を設置																			
そうぞう館	175.03㎡	図書コーナーやビデオコーナー・読書スペース等を設置																			
多目的ホール	566.88㎡	人形劇、音楽会、雨天時の屋内遊戯場など多目的に活用																			
砂の工房	292.00㎡	陶芸（楽焼き、本焼き等）を行う工房																			
木工工房	215.40㎡	木工、ガラス細工等の工房																			

レストラン	1 2 4 . 6 6 m ²	簡単な食事ができる食堂
こども広場 ・大通り	2 8 0 . 5 3 m ²	雨天時や冬季にも利用できる大型の遊具を備えた屋根付き広場
遊具広場		砂場の中に6つの塔と回廊で構成された屋外のシンボル遊具を設置
乗物広場		変形自転車、バッテリーカー、レールトレイン、サイクルモノレール、空気膜構造遊具（令和5年度整備予定）
水の遊び場		水深の浅いプール、水の滑り台、噴水広場（令和5年度整備予定）を設置した遊び場（夏場のみ）
イベント広場		天然芝によるイベント広場。キャラクター公園を設置
こどもの国農園		野菜や果物を栽培し、収穫を楽しむ農園
オアシス広場		天然芝による広場。インクルーシブ遊具、のぼる、わたる、すべるなど色々楽しめるカラフルな遊具を設置
ぼうけん広場		大きなお城のような遊具、船のような遊具、フィールドアスレチックを設置
わんぱく広場	9 4 3 4 . 0 0 m ²	天然芝による大型運動広場。運動会や親子遠足、イベント等で活用
駐車場		駐車可能台数 約480台

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

ア こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号。以下「こどもの国条例」という。）に基づくこどもの国の施設設備の維持管理及び運営に関する業務（利用者が快適かつ安全にこどもの国を利用できるようにするための施設設備の保守管理、修繕、清掃等）

イ こどもの国の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務

こどもの国条例の規定に基づくこどもの国の利用の許可、こどもの国からの退去等の命令並びに利用料金の徴収及び減免

ウ ア又はイの他こどもの国の運営に関する業務

利用者の受付及び案内、安全確保（火災、盗難等の事故及び事件の防止措置）、利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進等に関すること。

エ こどもの国を利用した自然体験等に資する事業に関する業務

鳥取砂丘の自然保護と自然環境への関心を高める事業、幼児期の子どもと家族とのふれあいの場を提供する事業等の実施に関する業務

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、こどもの国の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するという児童厚生施設としてのこどもの国の性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり及びこどもの国の利用の促進を目指すこと。

指定管理者は、こどもの国の施設設備について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

指定管理者は、関係法令を遵守してこどもの国の管理運営を行うこと。

イ 基本的事項

(ア) 開園時間

こどもの国の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更するものとする。

この場合において、開園時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まない。

[参考] 現行の開園時間

区 分	開 園 時 間
通常	午前 9 時から午後 5 時
ゴールデンウィークの期間・ 盆の期間	午前 9 時から午後 5 時 3 0 分

(イ) 休園日

こどもの国の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休園日を臨時に変更するものとする。

[参考] 現行の休園日

- ・ 毎月（8月を除く。）の第2水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その直後の休日でない日）
- ・ 1月1日及び12月29日から12月31日までの日

(ウ) 利用の許可

こどもの国の利用の許可について、こどもの国条例第7条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き利用の許可を行うこと。

また、管理上必要があると認めるときは利用許可に条件を付すること。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b こどもの国の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- d 上記のほか、こどもの国の管理上支障があるものとして、こどもの国条例第7条第2項第4号に規定する規則で定める場合に該当するとき。

(エ) 利用の制限

こどもの国条例第8条第2項の規定に基づき、次の行為をした者又はそのおそれのある者に対して、こどもの国への入園を拒み、又はこどもの国からの退去を命ずることができること。なお、eの規則は、現在制定していないが、今後制定した場合には、対応できること。

- a こどもの国の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食をし、又は火を使用する者
- c みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てる者
- d 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- e 上記のほかこどもの国条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める行為をする者

(オ) 利用の許可の取消し

こどもの国の利用許可について、こどもの国条例第10条の規定に基づき、以下のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができること。なお、aの規則は、現在制定されていないが、今後制定した場合は対応できること。

- a こどもの国条例若しくはこどもの国条例第10条第1号に規定する規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b こどもの国条例第9条の命令に従わないとき。
- c 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- d 利用許可の条件に違反したとき。
- e 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- f 上記のほか、こどもの国管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(カ) 利用料金

こどもの国の利用料金は、現行の金額を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、法令の改正、新たなサービス付加、物価高騰への対応等により、利用料金を設定する場合は、この限りでない。

[参考]現行の利用料金の額

※「幼児」とは、小学校就学前の者をいう。

1 入園料

区分		金額
個人	中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
団体（学校行事で利用）	中学校の生徒	1人1回につき 180円

するものを除き、10人以上 20人未満のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき 100円
	高等学校の生徒	1人1回につき 250円
	学生又は一般人	上記個人料金又は団体料金

2 工房利用料

区 分		金 額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
木工工房 (工具を利用する場合)	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1人1回につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 100円

3 乗物利用料

区 分	料 金
変形自転車	1人1回につき 100円
バッテリーカー	1人1回につき 100円
周回コースバッテリーカー	1人1回につき 200円
サイクルモノレール	1人1回につき 100円

レールトレイン	満3歳から中学校に入学するまでの者	1人1回につき 100円
	中学校若しくは高等学校等の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 200円

(キ) 利用料金の減免

こどもの国の利用料金を減免する場合には、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。

[参考] 現行の減免率

a 全額免除

区分	減免する料金
学校、幼児教育、保育施設の行事のため、園児、児童及び生徒を引率する職員が利用するとき	入園料
児童、生徒又は学生が土日・祝日等に利用するとき	入園料
身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身の障がい等を有する者及びその介護者が利用するとき	入園料
70歳以上の者が利用するとき	入園料
介護保険法（平成9年法律第128号）の規程による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき	入園料
児童養護施設等児童福祉法に規定される「児童福祉施設」の行事のため、利用者を引率する職員が利用するとき	入園料
こどもの国友の会会員が利用するとき	入園料
鳥取県が主催、共催又は後援する事業の参加者が利用する場合であって、その都度県が減免を要請するとき。	入園料等
放課後児童クラブ等の行事のため、児童及び生徒を引率する職員が利用するとき	入園料
障害者総合支援法等の対象となる疾患（難病等）に罹患している者及びその介護者が利用するとき	入園料

b 一部免除

区分	減免する料金
平日に実施する子育て応援事業に参加する者が利用するとき	入園料の5割
県民の日（9月12日）に利用するとき（県民の日が休園日の場合は翌日）	入園料の5割
冬期間（1月～2月）	入園料の4割
こどもの国友の会会員に同行した入園者（5名まで）が利用するとき	入園料の2割
ループ麒麟獅子バスを利用した者が利用するとき	入園料の2割
鳥取砂丘において、観光客相手に土産品等を販売している者の発行する「鳥取砂丘こどもの国利用割引券」を提示した者	入園料の2割

が利用するとき	
やまびこ館又は仁風閣の発行する「鳥取砂丘こどもの国利用割引券」を提示した者が利用するとき	入園料の2割
観光事業団が実施又は承認するこどもの国の利用促進のための企画の参加者が利用するとき	入園料の1割または2割
鳥取県と共同実施している「子育て応援パスポート」を提示した者が利用するとき	入園料の2割
運転免許自主返納者及びその付き添いの者（1名までとする）が利用するとき	入園料の2割
兵庫県学校厚生会会員が利用するとき	入園料の2割
ふるさと来 LOVE とっとり会員が利用するとき	入園料の2割
福利厚生倶楽部会員が利用するとき	入園料の1割
中国・四国地区中小企業勤労者福祉団体連絡協議会加盟団体会員が利用するとき	入園料の1割
JAF（日本自動車連盟）会員が利用するとき	入園料の1割
指定管理者が特に必要と認めるとき	入園料等1割～全額

※「指定管理者が特に必要と認めるとき」について

地域の団体等と連携して実施するイベント等において、利用料金を減免することによりこどもの国の利用促進を図ることができる場合に減免する。減免率については、企画内容に応じて指定管理者が決定する（現在は、1割又は2割減免とし、より多くの利用促進が見込める企画等については全額減免を行う運用をしている。）。

※こどもの国友の会会員について

「鳥取砂丘こどもの国友の会」は、年間2,500円の会費を納入することにより会員となることができる。特典として、会員に対しては、入会日からの1年間、会員及びその同行者の入園料の減免を行っている。

令和6年度以降に、本制度の内容を変更し、又は廃止しようとする場合は、指定管理者は知事に事前に協議し、その同意を得なければならない。

ただし、制度を廃止した場合においても、有効期限内は、上記減免を行うこと。

また、令和6年度より前に入会し、有効期限が令和6年度以降も継続する者の入会費については、現在の指定管理者から令和6年4月から会員期間が終了する月までの月割りをもって計算した額を収受できる。

なお、指定管理者がこどもの国友の会に準じる制度を導入した場合は、次期指定管理者は既入会者へのサービスを有効期限内は継続提供することとし、指定管理の期間満了前に入会し、有効期限が次期指定管理開始時期以降も継続する者の入会費については、次期指定管理者に同様の方法で計算した額を引き渡さなければならない。（「鳥取砂丘こどもの国友の会」の詳細については、資料7を参照。）

(ク) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、こどもの国の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(ケ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、こどもの国の管理に関して保有する情報の公開に関

する事務を適切に行うこと。

(コ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可、その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例にのっとりた手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨にのっとり適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、清掃、警備、集客用イベント、レストランの運営等一定の業務については、専門の事業者へ委託することができること。

なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等こどもの国の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ こどもの国の設置目的を阻害しない範囲でこどもの国の施設及び敷地、施設内の広報媒体を活用した自主事業（有料イベントの実施、施設内における広告事業等）について事業計画書において提案し、実施する事ができる。指定管理者が自主事業を行う場合は、あらかじめ県の承認を得ること。

ただし、自主事業がこどもの国の設置目的等に反する場合は、承認しない。

事業計画書において提案された自主事業のうち県が適当と認めるものは、指定期間開始時に個別に承認する他随時承認の申請を受け付ける。

オ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

カ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の規定に基づき、あらかじめ県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。

キ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

- (ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合
- (イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、16（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料及び利用料金の取扱い等

（1） 指定管理料の支払

県は、こどもの国の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、435,510,000円（消費税及び地方消費税の額39,591,818円を含む。）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定で定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。（平成30年募集時の予定価格7,413,000円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。）

また、指定管理料の支払いは、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

※指定管理料の額の提案の際は、人件費、維持管理費、事務費、光熱水費、消耗品費、修繕費、備品購入費、委託費、租税公課など、管理運営業務に必要な経費を計上し、提案すること。なお、こどもの国は児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、管理運営業務は第二種社会福祉事業に該当するため、指定管理料、こどもの国の利用に係る料金収入、レストラン運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入等、児童厚生施設管理運営業務に係る収入については、消費税法第6条別表第1第7号ロにより非課税である。ただし、提案される事業内容によっては、課税される収入に該当する場合があるため、消費税及び地方消費税の取り扱いの詳細は、税務署に確認すること。

（2） 利用料金等の取扱い

こどもの国の利用に係る料金収入、レストランの運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。

なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等に新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
こどもの国の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
こどもの国施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
こどもの国の施設等の改良・修繕	施設設備に係る修繕（発注1件当たり250万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	施設の管理の観点から、委託料で購入することを県があらかじめ指示する備品		○
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入		○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※ 協議事項は、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 修繕とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※ 備品とは、性質及び形状を変えないこととなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及

び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円（図書にあっては1万円）以上の物品をいう。

※ 県が加入している火災保険については、資料6「火災保険対象施設一覧」を参照。

6 応募資格等

(1) 応募資格

こどもの国の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等ではないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の(ア)から(カ)までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

(ア) 暴力団員を経営幹部とすること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用していること。

(エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を再委託すること。

(オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

(カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ 応募の日において、法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理者候補の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 応募の日において、こどもの国に係る指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定

期間を経過していること。
シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

こどもの国のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を別途協定で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体の全てが、(1)に掲げる応募資格の全てを満たす法人等であること。

カ 1 1の(3)の応募書類のオからコまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行うこと。ただし、面接審査以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和5年6月26日（月）から同年8月9日（水）まで
質問事項の受付	令和5年6月26日（月）から同年8月9日（水）まで
現地説明会	令和5年7月20日（木）
役員名簿の事前提出	令和5年7月28日（金）まで（募集開始から30日後）
募集の受付期間	令和5年6月26日（月）から同年8月10日（木）まで
面接審査	令和5年8月下旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
選定結果の通知	令和5年8月下旬
指定管理者の指定	令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。)
協定の締結	令和6年3月下旬まで

8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年6月26日（月）から同年8月9日（水）までの間に、インターネットの子育て王国課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/279209.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 配布期間 令和5年6月26日（月）から同年8月9日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 鳥取県子育て・人材局子育て王国課子育て王国推進担当
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地（県庁本庁舎2階）

電話 0857-26-7573
ファクシミリ 0857-26-7863
メールアドレス kosodate@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 令和5年6月26日(月)から同年8月9日(水)まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙様式1)に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
団体名、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレスを必ず記載すること。

回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、子育て王国課ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和5年7月20日(木) 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取市浜坂1157-1 こどもの国
(入口ゲートの前に午後1時30分までに集合すること。)
- (3) 申込方法 現地説明会参加票(別紙様式2)に現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者氏名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年7月13日(木)午後5時15分までに、8の(2)の場所に申し込むこと。
なお、申込み期限までに申込みがあった場合は現地説明会を開催することとするが、期限までに申込みがなかった場合は開催しない。

11 応募の手続

(1) 応募書類の受付期間及び時間

令和5年6月26日(月)から同年8月10日(木)までの日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、(3)ク 当該法人等の役員名簿については、1部を令和5年7月28日(金)の午後5時15分までに事前提出を行うこと。(申請書提出の際にも再度提出を行うこと。)

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵送等による提出は、令和5年8月10日(木)の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の(2)の場所に提出すること。

(3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、全て申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

- ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕
- イ こどもの国の管理業務に関する事業計画書〔様式2-1〕
- ウ こどもの国清掃業務頻度表〔様式2-2〕
- エ こどもの国の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕
- オ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- キ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- ク 当該法人等の概要（こどもの国の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕
- ケ 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- コ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- サ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕
- シ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕
- ス グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差し替えは、原則として認めないこと。
- ク (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。)、こどもの国条例その他の関係法令の内容を確認の上で応募すること。

1 2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する福祉保健部及び子育て・人財局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点を合計した評点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお詳細な採点基準は別添「こどもの国審査表」のとおりとする。

	選定基準	審査の項目※	配点※
1	平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的を理解しているか。 指定管理者を希望する理由は、適切か。 管理運営の方針は、適切か。 * 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。	必須 (配点なし)
2	こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること (指定手続条例第5条第2号及びこどもの国条例第5条第1号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み ・自然とのふれあい、創作・体験活動、親子が学びふれあう機会の提供等施設の設置目的に沿った児童の健全育成に資する事業の充実度 ・事業の実施に係る年間計画等は、適切か。 ・施設等の管理 施設等の維持管理は、適切か。 外部委託の考え方は、適切か。 ・料金設定等 開園時間及び休園日は、適切か。 利用料金及び利用料金の減免は適切か。 ※利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設の料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行う。 ・事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 火災、盗難、災害等の事故及び事件の防止 緊急時の体制及び対応は、適切か。 利用者の苦情等のトラブルの未然防止と対処方法 ・個人情報保護及び情報公開への対応 個人情報の保護への対応は、適切か。 情報公開への対応は、適切か。 ・利用者等の要望の把握及び対応	80

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容は、適切か。 ・支出計画の見通しは、適切か。 ・県の指定管理料額の多寡 	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政基盤及び経営基盤は、安定しているか。 ・団体の組織及び職員の配置等 管理運営の組織及び職員の職種等は、適切か。 日常の職員配置は、適切か。 人材の育成の方針及び方法は、適切か。 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 あいサポート企業等の認定等 子育て支援に関する企業認定制度等の認定等 (イクボス・ファミボス宣言企業、こどもまんなか応援サポーター、くるみん認定等) ・当該施設の管理運営状況の実績評価 	30

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和5年8月上旬頃開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。この場合において、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に祝日等、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

- ア 複数の事業計画書を提出したとき。
- イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。
- ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。
- カ その他不正な行為があったとき。

1 3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、こどもの国において新たなネーミングライツが導入される時は以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

- ア ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

- ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。
- イ こどもの国で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。
- ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、こどもの国内に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

1 4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)の指定管理候補者をこどもの国の指定管理者とすることが令和5年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

- ア 県及び(1)の指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年3月末までに協定を締結するものとする。
- イ 協定の内容として、想定される項目は次のとおりである。
 - (ア) 指定管理者の責務
 - (イ) 業務範囲に関する事項
 - (ウ) 利用料金の取扱いに関する事項
 - (エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項
 - (オ) 事業報告等に関する事項
 - (カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
 - (キ) 責任分担に関する事項
 - (ク) 個人情報保護その他の管理上の留意事項
 - (ケ) その他

(3) 留意事項

- ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。
- イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結の間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
- (ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (ウ) (2)により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。
- ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。
- エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

15 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況等、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書はその翌月の15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

なお、当該報告書には、当該年度の児童の健全育成に資する事業の実施内容・利用者の意見等の分析結果、今後の対応方針等を明記すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度に係る事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

- ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。
- イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状況について、外部有識者の意見を聞くこととする。
- ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。
- なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。
- エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

16 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由によりこどもの国の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。
- この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に必要な改善をすることができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、こどもの国の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じた時は、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由によりこどもの国の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、継続の可否について協議する。

17 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、こどもの国の使用について県の指示に従わなければならない。
- ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、こどもの国を閉園し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
- イ こどもの国について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
- ウ こどもの国について、鳥取市から、鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申出があったとき。

- (2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (3) 地震等の災害に関する警戒情報や武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全確保のためにこどもの国を閉園する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉園すること。

18 添付資料

- (1) こどもの国入園者数等(資料1)
- (2) こどもの国月別入園者数(資料2)
- (3) こどもの国収支状況(資料3)
- (4) こどもの国利用料金の減免実績(資料4)
- (5) こどもの国条例(資料5)
- (6) 火災保険対象施設一覧(資料6)
- (7) 鳥取砂丘こどもの国友の会規約(資料7)
- (8) 現行再委託業務一覧(資料8)
- (9) こどもの国の現在の職員体制(資料9)
- (10) こどもの国園内マップ(資料10)

19 その他

応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

〔別紙〕

提出書類一覧

書 類 名	説 明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
こどもの国の管理業務に関する事業計画書	○様式2-1によること。
こどもの国清掃業務頻度表	○様式2-2によること。
こどもの国の管理業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（こどもの国の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限（7月28日（金））までに1部提出すること。 ○申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）及び住所の記載のあるもの。（提出日から申請書類の提出期限までに変更があった場合は、速やかにその旨を連絡し、再度名簿を提出すること。） ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出をすること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（令和5年6月1日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについて	○様式5によること

ての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者として。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のオからコまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済み定款を、速やかに提出すること。

資料1 こどもの国の入園者数等

1 年度別入園者数の内訳(R2～R4)

(人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年平均
有料	大人	19,577	29,095	44,120	30,930
	高校生	230	0	32	87
	中学生	152	234	540	308
無料	小学生	16,558	22,370	34,733	24,553
	幼児	22,225	26,635	39,669	29,509
減免	全額免除	6,048	6,220	10,248	7,505
	一部免除	10,022	5,972	10,175	8,723
計		74,812	90,526	139,517	101,618

※ 全額免除…友の会会員(年間会員)、学校行事等割引、障がい者など

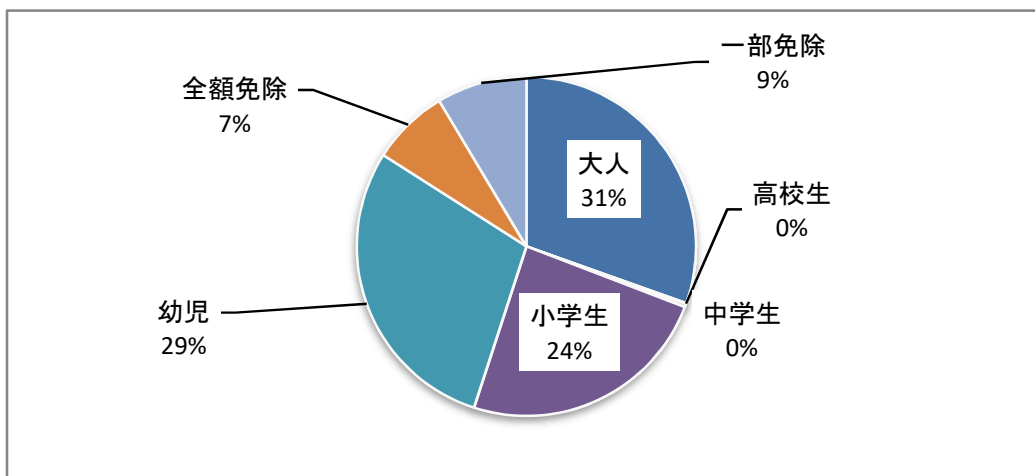
※ 一部免除…JAF会員、冬季期間、子育て応援パスポート会員など

2 年度別遊具・工房・キャンプ場利用状況(R2～R4)

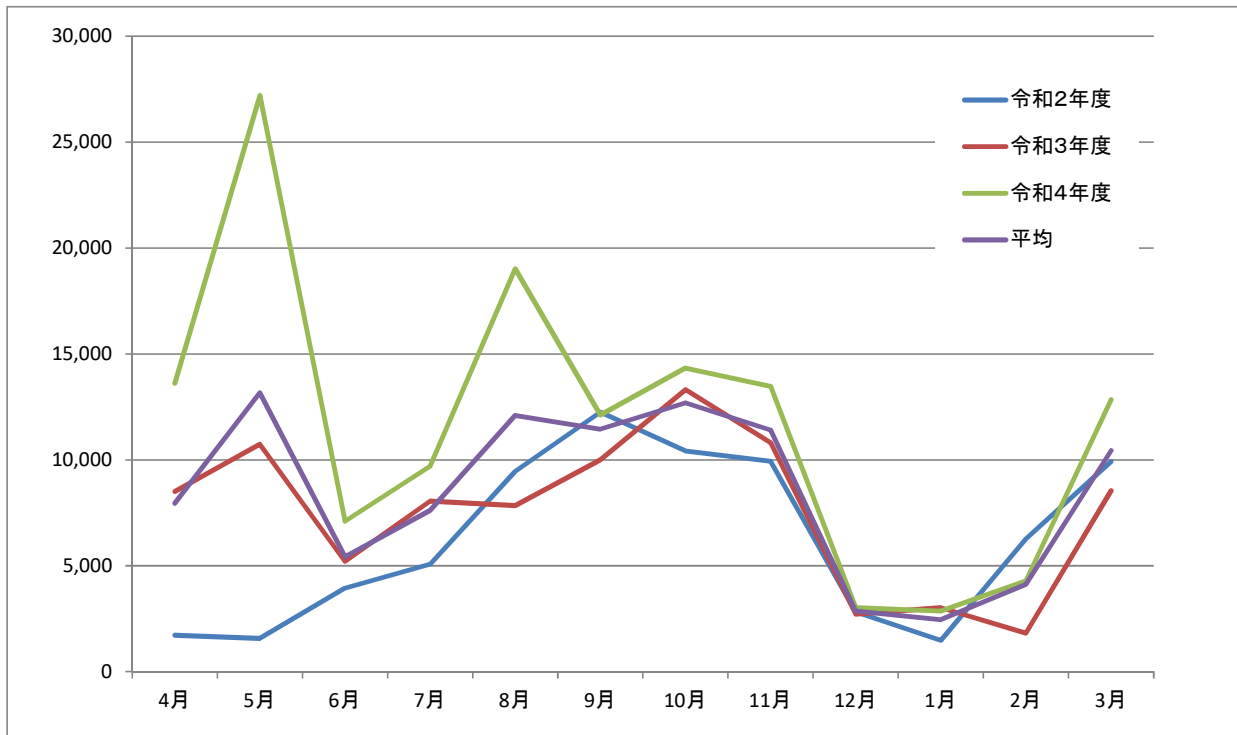
(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年平均
遊具利用人数	70,786	92,704	138,282	100,590
砂の工房利用件数	5,654	7,668	9,822	7,714
木工工房利用件数	3,895	5,319	6,833	5,349
キャンプ場利用者数	1,079	1,165	1,475	1,239

3 参考(入園者の内訳)



資料2 こどもの国月別入園者数



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	1,721	1,562	3,935	5,069	9,458	12,250	10,424	9,932	2,818	1,469	6,261	9,913	74,812
令和3年度	8,497	10,737	5,208	8,050	7,827	9,988	13,309	10,812	2,717	3,019	1,811	8,551	90,526
令和4年度	13,605	27,198	7,095	9,694	19,020	12,117	14,334	13,469	3,010	2,853	4,282	12,840	139,517
平均	7,941	13,165	5,412	7,604	12,101	11,451	12,689	11,404	2,848	2,447	4,118	10,434	101,618

資料3 こどもの国の収支状況

(円)

区分	内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
収入	入園料収入	入園料 キャンプ場利用料	12,825,560	16,726,660	22,743,260
	遊具使用料収入	バッテリーカー等使用料	8,662,200	11,456,540	16,727,900
	工房収入	砂の工房・木工工房利用料	4,009,730	5,571,680	6,992,129
	参加料収入	友の会会費 体験イベント参加料	810,100	1,032,580	2,040,590
	売店営業収入	売店営業収入	419,994	337,883	619,775
	手数料収入	自動販売機等販売手数料	2,801,621	2,524,110	3,031,848
	レストラン収入	レストラン施設使用料	54,975	132,097	129,724
	その他収入	広告収入、預金利息	0	0	787,617
	補助金収入		0	0	3,535,711
	県委託料	県委託料	90,797,000	90,797,000	92,261,000
		合 計	120,381,180	128,578,550	148,869,554
支出	人件費	職員17名、イベント補助	53,716,103	58,424,236	54,780,998
	施設維持管理費	施設保守管理、清掃委託等	47,870,229	41,319,241	49,960,082
	イベント経費	イベント委託、広告宣伝費等	9,192,797	9,056,606	13,127,213
	工房運営費	講師報償費、工房原材料費等	3,096,584	779,036	4,830,591
	レストラン運営費	※外部委託	724,253	847,141	785,796
	売店運営費	売店商品仕入れ	432,550	342,246	508,011
	補助金事業費	消耗品	0	0	0
	本部経費	本部負担金	5,348,664	17,810,044	24,875,863
	その他	着ぐるみ更新	0	0	0
		合 計	120,381,180	128,578,550	148,868,554

資料4 こどもの国利用料の減免実績

1 全額免除(R2~R4)

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年平均
障がい者	509	502	723	578
70歳以上	733	822	1,495	1,016
介護者	570	608	912	
介護保険	0	12	1	4
友の会会員(※)	2,292	1,916	2,067	2,091
県主催事業	0	16	0	5
学生(土日祝)	760	1,073	1,520	1,117
学校行事引率	721	734	733	729
放課後児童クラブ等引率	56	94	96	82
児童福祉施設引率	91	149	303	181
難病等	2	16	13	10
指定管理者	314	278	2,385	992
計	6,048	6,220	10,248	7,505

※ 平成29年3月31日現在の友の会会員数は632名。

2 一部免除

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3年平均
友の会同行者	116	31	48	65
ループ麒麟獅子利用者	32	13	25	23
福利厚生倶楽部	203	160	280	214
中小企業勤労者福祉団体	25	11	28	21
JAF会員	1,899	1,318	2,352	1,856
兵庫県学校厚生会	76	86	157	106
鳥取ファンクラブ	9	0	0	3
県民の日	158	0	46	68
砂丘土産品店	176	196	341	237
やまびこ館等	2	0	0	0
観光事業団事業	627	387	473	495
冬季期間	2,939	1,931	2,796	2,555
子育て応援事業	112	147	153	137
子育てパスポート	3,297	1,231	2,679	2,402
運転免許返納者	0	0	0	0
訪日外国人	144	224	340	236
指定管理者	207	237	457	300
計	10,022	5,972	10,175	8,718

資料5 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例

平成 10 年 10 月 1 日

鳥取県条例第 19 号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平 17 条例 56・一部改正)

(設置)

第 2 条 自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するため、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国(以下「こどもの国」という。)を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第 3 条 知事は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、こどもの国に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、こどもの国の管理に関する業務のうち、知事のみ の権限に属する事務を除く業務

(平 17 条例 56・追加)

(指定管理者の管理の期間)

第 4 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日)から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平 17 条例 56・追加、平 20 条例 8・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第 5 条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 4 条第 1 項の規定による申請があつたときは、同条例第 5 条第 1 号から第 3 号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

(1) 指定管理者が、こどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するととも

に、こどもの国の利用促進を図ること。

(2) その他知事がこどもの国の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平 17 条例 56・追加、平 18 条例 53・一部改正)

(開園時間及び休園日)

第 6 条 こどもの国の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 こどもの国の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平 17 条例 56・追加)

(利用の許可)

第 7 条 こどもの国を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) こどもの国の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、こどもの国の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、こどもの国の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平 17 条例 56・旧第 3 条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第 8 条 こどもの国においては、次の行為をしてはならない。

(1) こどもの国の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食をし、又は火を使用すること。

(3) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、こどもの国の利用を拒み、又はこどもの国からの退去を命ずることができる。

(平 17 条例 56・旧第 4 条繰下・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、こどもの国の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例56・旧第5条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(前各号に掲げるもののほか、こどもの国の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例56・旧第6条繰下・一部改正)

(利用料金)

第11条 こどもの国の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平13条例43・一部改正、平17条例56・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平13条例43・一部改正、平17条例56・旧第9条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、こどもの国の管理に関する事項は、規則で定める。

(平17条例56・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(平13条例43・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成13年条例第43号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 56 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に改正前の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則 (平成 18 年条例第 53 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

資料6 火災保険対象施設一覧

施設名称		建築年度	構造	面積(m ²)
1	管理棟	H11	RC	415.54
2	そうぞう館	H11	RC	175.03
3	多目的ホール	H11	RC	566.88
4	こども広場・大通り	H11	S	280.53
5	カーポート	H11	S	37.50
6	ゴミ置場	H11	S	9.25
7	砂の工房	H11	RC	292.00
8	木工工房	H11	RC	215.40
9	レストラン	H11	RC	124.66
10	プロパン庫	H11	CB	5.88
11	管理棟倉庫	H11	S	47.04
12	倉庫D	H11	S	15.52
13	倉庫E	H11	S	15.52
14	更衣室	H11	CB	16.64
15	バッテリーカー倉庫	H11	S	94.50
16	時計塔	H11	S	39.54
17	便所A	H11	CB	37.82
18	レールトレイン駅舎	H11	S	130.00
19	ポンプ機械室	H11	S	16.00
20	オアシス便所	S47	RC	78.30
21	便所B	H12	RC	59.87
22	便所C	H12	CB	37.50
23	レールトレイン待機小屋	H12	S	11.56
24	サイクルモノレール待機小屋	H12	S	2.87
25	乗務員休憩室倉庫	H22	W	67.91

資料7 鳥取砂丘こどもの国友の会規約

鳥取砂丘こどもの国友の会 規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「鳥取砂丘こどもの国友の会」と称し、事務局を鳥取県鳥取市浜坂1157-1 鳥取砂丘こどもの国に置く。

(目的)

第2条 「鳥取砂丘こどもの国友の会」は、こども達が健やかに成長していける子育て環境を支援していくものであり、世代を超えて子育てに関わろうとする者すべてに対してよりよい場を創出していくことを目的とする。また、これらの活動によって鳥取砂丘こどもの国が最大限に活用されるよう提言やPRを行っていくことも併せて目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) こどもの国で開催する「子育て推進事業・子育ての楽しさ普及事業・親子のふれあい事業」への参加及びこども達の健全育成としていくための事業への提言を行う。

(2) その他、この会の目的を達成するために必要とする事業

(会員対象者)

第4条 前条に掲げる事業（大人のみの陶芸教室は除く。）に参加する大人（高校生を除く。）とする。

(会員及び会費)

第4条 この会の会員は、会の趣旨に賛同し会費を添えて申込みのあった者とする。

2 会費は、年額2,500円とし、会員期間は入会日に始まり翌年同月末日に終わる。

3 会費は、前納とし、既に納入した会費は返還しない。

4 会費は、鳥取砂丘こどもの国友の会事務局に直接納入する。

5 会員には、別紙の会員証を交付する。

(特典)

第5条 会員は、次の特典を得ることができる。

(1) 会員証の提示による無料入園

(2) こどもの国だよりの配布

(3) 友の会事業への参加

(4) 会員が同行した入園者（5名まで）の入園料の2割引

附 則

この規約は、平成17年1月31日から施行する。

資料8 現行再委託業務一覧

委託業務の名称	委託先の選定方法
施設清掃・受水槽清掃業務	指名競争入札
植栽管理業務	指名競争入札
駐車場警備業務	指名競争入札
施設機械警備業務	随意契約
自家用電気工作物点検業務	随意契約
電話設備保守点検業務	随意契約
消防設備保守業務	指名競争入札
ウォータースライダー保守点検業務	随意契約
遊具点検業務	随意契約
ホームページ保守業務	随意契約
除草、草刈り等業務	随意契約
ゴミ収集・産業廃棄物収集	指名競争入札
空調設備等保守点検業務	指名競争入札
自動ドア保守点検業務	随意契約
サイクルモノレール、レールトレイン点検業務	随意契約
電動ステージ保守点検業務	随意契約
マツクイムシ防除樹幹注入業務	指名競争入札
施設及び設備の修繕業務	随意契約
イベント委託業務	随意契約

資料9 こどもの国の現在の職員体制

職種(職名)		雇用関係	月勤務数	担当する業務	資格等
園長		常勤職員	21日	管理運営の総括	児童の遊びを指導する者 中・高教諭
副園長				園長補佐、総務・予算・施設管理、遊園総括	児童の遊びを指導する者 危険物取扱者 防火管理者
総務担当	スタッフ			期限付職員	会計事務・庶務
	スタッフ	総合案内 入園料の徴収(ゲート)	児童の遊びを指導する者 自然観察指導員		
企画広報担当	主任	常勤職員	21日	イベントの企画・広報の総括	児童の遊びを指導する者 学芸員 造園施工管理技士 公園管理運営士
	スタッフ	常勤職員		イベントの実施 小学校等との連絡調整	児童の遊びを指導する者
	スタッフ	期限付職員		案内業務、相談業務 イベントの実施	児童の遊びを指導する者
	スタッフ				児童の遊びを指導する者 危険物取扱者 赤十字ベーシックライフサポーター
工房担当	リーダー	期限付職員	21日	木工房の技術指導、 工房メニューの開発	児童の遊びを指導する者 鳥取市ものづくりアドバイザー
	スタッフ				児童の遊びを指導する者
	スタッフ				児童の遊びを指導する者 中・高教諭
	スタッフ			砂工房の技術指導 工房メニューの開発	児童の遊びを指導する者
	スタッフ				児童の遊びを指導する者
	スタッフ				児童の遊びを指導する者 幼稚園教諭2級
遊園担当	スタッフ			遊具の貸出 遊具の点検 プールの管理 火災予防活動等巡視	児童の遊びを指導する者 赤十字ベーシックライフサポーター
	スタッフ				児童の遊びを指導する者
	スタッフ				児童の遊びを指導する者
	スタッフ				児童の遊びを指導する者 赤十字ファーストエイドプロバイダー 危険物取扱者 特定化学物質等作業主任者
合計18名(内訳)常勤職員5名 非常勤職員13名				※AED講習は全員受講	

※イベント業務や総合案内・遊園管理業務については、弾力的な職員配置を行い、業務の円滑化を図る。



ゆうぐであそぶ



1 管理棟

幼児遊具、授乳室、売店があります。ベビーカー、車いすの貸出し(無料)はこちらで。



2 こども広場

雨の日でも遊べる空中回廊式遊具と屋外ステージがあります。



3 ぼうけん広場

大きなお城のような遊具「ドリームキャッスル」や船のような遊具「バイレーツシップ」などたくさんの遊具のある広場です。



4 多目的ホール

雨天時の屋内遊戯場など多目的に活用できる施設です。



5 大型木製遊具

砂場の中にある木製大型遊具でのびのび遊べます。



みずであそぶ



8 水の遊び場

夏休み期間のみ営業。水着の準備を忘れずに!更衣室あり!



園内マップ



7 インクルーシブ遊具

みんなが安全に、そしておもいっきり体を動かすことを目的とした楽しい遊具です。



11 サンド公園

こどもの国50周年を記念して令和5年5月5日に設置されました。「とっとりふるさと大使」である、サンドとアローラサンドたちに囲まれて遊ぶことができます。



12 消防車・救急車

実際に使用されていた消防車と救急車を展示しています。冬季期間以外は運転席に入ることができます。



たいけんする



13 木工工房

木材、ガラス等を使って創作活動が体験できます。工房の団体利用の場合は事前にご連絡下さい。



14 砂の工房

色砂、粘土、陶芸など自由な創作が体験できる工房です。工房の団体利用の場合は事前にご連絡下さい。



のりものであそぶ



15 サイクルモノレール

地上3mのモノレールの上を二人乗りの自転車をこいでいきます。



16 レールト레인

クラシックな蒸気機関車スタイルのレールト레인です。家族で楽しめます。



18 バッテリーカー

色々な形のバッテリーカーを楽しめます。



19 変形自転車

いろいろなタイプの自転車に乗って遊べます。



ごはんを食べる



9 軽食コーナー

カレーや麺類など、軽食中心のコーナーです。屋内20席。冬期(1~3月中旬)は土日祝の営業です。



きゅうけいする



10 そうぞう館

図書コーナーや幼児用おもちゃ、授乳室もあり、ゆっくり休憩ができます。

